

令和7年

第3回農業委員会総会議事録

令和7年3月6日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射水市農業委員会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 議 事 告
- 4 報 告

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議事（議案第1号から第3号）
日程第4 報告（報告第1号から第4号）

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 堀 正

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員（24人）

1 番	白山 一男	2 番	高原 和重
4 番	土佐 好廣	5 番	木下 栄作
6 番	川腰 康子	7 番	山本 康雄
8 番	田邊 秀男	9 番	樋上 豊
10 番	島倉 忠悦	11 番	長谷 吉宗
12 番	長谷川 達夫	13 番	高橋 彰
14 番	堀 正	15 番	表 隆夫
16 番	齊田 博美	17 番	松井 正
18 番	明石 茂	19 番	末永 久義
20 番	炭谷 一三	21 番	坂井 吉三郎
22 番	瀧田 秀成	23 番	高越 博
24 番	山崎 善夫	25 番	北田 幹夫

欠 席 委 員（1人）

3 番 林 康弘

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会期の決定

第3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農用地利用集積計画の公告について

第4 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知等について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について
報告第 3 号 農地法施行規則第 29 条の規定による届出の受理について
報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 野崎 智延
主 査 高木 淳也

副 主 幹 村下 哲也
主 事 新保 有紗

射水市農林水産課

主 任 浅木 恵美

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 5 分

議長（堀会長）

ただいまから、令和 7 年第 3 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。なお、3 番 林委員 から本総会の会議を欠席する旨の届出がありました。

これより本日の会議を開きます。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（堀会長）

まず、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 2 1 条の規定により、議長において「5 番 木下委員」「6 番 川腰委員」を指名いたします。

— 会 期 の 決 定 —

議長（堀会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。
本定例会の会期は、本日1日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（堀会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定しました。

— 議 事 —

議長（堀会長）

次に、日程第3 議事についてお諮りいたします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第1号の説明・表決） —

議長（堀会長）

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。議案第1号について、採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

全員挙手です。よって、議案第1号の申請については、許可することに可決されました。

— （議案第2号の説明・表決） —

議長（堀会長）

次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

これより、地域の委員の意見に移ります。

議案第2号の申請番号3番について、坂井委員から説明をお願いします。

坂井委員

議案第2号の申請番号3番について説明します。

申請人である受人は、平成24年に主に自動車や機械等の販売及び輸出入を目的として会社を設立しました。現在、申請地の東側に位置する既存地には自動車以外にも建設機械やバイク等を保管し、事業の好調さに伴って保管スペースが不足している状態です。現在は敷地内の荷捌場にて駐車対応している以外に、市内〇〇地内、〇〇地内、〇〇地内の借地にて車両を保管している状態です。しかし、場所が点在していることや各々の駐車場で作業スペースを確保し難いなど業務効率に支障を来しており、このたび既存地を拡張し駐車場を整備する計画に至りました。

申請地については、大型車両が通行可能な道路沿いで、車両の搬入・搬出における安全性や業務の効率性を考慮した上で、候補地について検討した結果、既存地に隣接している申請地での整備が適地と判断したものです。新たに整備する駐車場では最大約76台の車両を駐車可能としており、転用許可となれば〇〇地内の借地については解約する予定で、いずれは順次集約していきたいと考えています。

申請地の出入りについては東側の既存地内から進入するため、周囲にフェンスを設置した上で防犯に努め、隣接地との境界には擁壁を設けるなど周辺農地に土砂流出や被害が及ばないことを誓約しています。加えて、関係土地改良区とも協議済みで、地元関係各者からは同意を得ていますので、慎重審議のほどよろしくをお願いします。

議長（堀会長）

議案第2号の申請番号4番について、高越委員から説明をお願いします。

高越委員

議案第2号の申請番号4番について説明します。

申請人である受人は、現在〇〇市内の共同住宅にて妻と子供2人の4人で生活しており、子供の成長とともに手狭になることを懸念し、以前から住宅建築について検討を重ねてきました。申請人の実家は〇〇市であることや通勤に際して県内の中央に位置し交通利便性が良い射水市で住宅を取得する計画に至ったものです。

申請地については、妻の実家が射水市内であることから両親に子育ての協力を仰ぎたい思いや、義父とともに地元営農組合の作業に従事することなど、妻の実家を起点とし半径200メートル以内での候補地について検討したところ、今回の申請地が適地と判断しました。

しかし、申請地の一部には現在車庫が存在しており、妻の祖父である〇〇氏が昭和50年頃に納屋を建築し、現在は自家用車の車庫として利用しています。今回の申し出を受けて調査したところ、農地を無断転用していた事実が判明し、関係者一同は農地法等に対する理解と認識が足りなかったことを深く反省しており、早急に是正したいと考えています。当然ながら車庫を解体し更地として改めて転用すべきですが、このたびの住宅建築に際して、限られた土地であることから駐車場としてのスペースを確保できないなど、現状の車庫を今後も利活用していきたいと考えております。

住宅建築においては、擁壁等を設置した上で周辺に土砂が流出しないことや雨水排水にも細心の注意を払う旨を誓約していますので、慎重審議のほどよろしくお願いします。

議長（堀会長）

以上、意見を述べていただきました。

これより、本議案についての質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえ、発言をお願いします。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第2号について、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声 起る）

議長（堀会長）

ご異議なしと認めます。

原案どおり承認することに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（堀会長）

挙手全員であります。

よって議案第2号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付す

ることに可決されました。

— (議案第3号の説明・表決) —

議長(堀会長)

次に、議案第3号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(浅木)

議案書により説明。

議長(堀会長)

これより、本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長(堀会長)

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。
お諮りします。
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について原案どおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(堀会長)

挙手全員であります。
よって議案第3号の農用地利用集積計画については、原案どおり決定することに可決されました。

— 報 告 —

議長(堀会長)

次に日程第4 報告です。

— (報告第1号の説明) —

議長(堀会長)

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題といたします。
本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(高木)

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて質疑を終結いたします。
各案件について、ご了知をお願いいたします。

— （報告第2号の説明） —

議長（堀会長）

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について議題と
します。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。
各案件についてご了知をお願いいたします。

— （報告第3号の説明） —

議長（堀会長）

次に、報告第3号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受
理について議題とします。
概要説明を事務局に求めます。

事務局（高木）

議案書により説明

議長（堀会長）

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（堀会長）

これにて、質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会 会長専決規程 第2条第2号の規定により専決処分
しましたので、ご了知をお願いいたします。

— (報告第4号の説明) —

議長（堀会長）

報告第4号 農地法第5条の規定による届出の受理について議題としま
す。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局（高木）

議案書により説明。

議長（堀会長）

以上で、事務局の説明が終わりました。

これより、各案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（堀会長）

質疑が無いようですので、これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分い
たしましたので、ご了知をお願いします。

議長（堀会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられ
たことに感謝を申し上げます。

以上をもって令和7年第3回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時46分

議 長

署名委員

署名委員